

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
マダガスカル	食糧増産援助に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H15.3.31まで	H14.9.27 アンタナナリボア (同日)	日本側 日向精義在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジェヴァ外務大臣	H16.7.8 327号
マダガスカル	国道七号線バイパス建設計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	国道七号線バイパス建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	112,000千円 H15.3.31まで	H14.9.27 アンタナナリボア (同日)	日本側 日向精義在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジェヴァ外務大臣	H16.8.11 442号
マダガスカル	国道七号線バイパス建設計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	国道七号線バイパス道路及びその附属施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	3,127,000千円 (H15年度 670,000千円) H16.3.31まで (H16年度 1,277,000千円) H17.3.31まで (H17年度 801,000千円) H18.3.31まで (H18年度 379,000千円) H19.3.31まで	H15.6.23 アンタナナリボア (同日)	日本側 吉原修在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジェヴァ外務大臣	H16.9.16 596号
マダガスカル	第二次南西部地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	第二次南西部地下水開発計画を実施するために必要な 1. 井戸及び給水施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与 4. 給水事業に関する度もう活動に必要な役務の供与	475,000千円 H16.3.31まで	H15.6.23 アンタナナリボア (同日)	日本側 吉原修在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジェヴァ外務大臣	H16.9.16 597号
マダガスカル	予防接種拡大計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	予防接種拡大計画を実施するために必要な生産物及び役務の供与 1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	251,000千円 H16.3.31まで	H15.8.21 アンタナナリボア (同日)	日本側 吉原修在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジェヴァ外務大臣	H16.7.29 400号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

マダガスカルとの無償資金協力取極一覧